| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （障害者支援施設（施設入所支援）） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 | 第188条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 | 第188条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第188条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑷　運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第188条第4項 |  |
| 適・否 | ⑸　利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。 | 第188条第5項 |  |
| 適・否 | ⑹ 利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行っているか。 | 第188条第6項 |  |
| **第2　人員に関する基準（共通）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 管理者 | 専らその者が勤務する指定障害者支援施設等の職務に従事する管理者を置いているか。ただし、施設等の管理上支障がない場合においては、当該施設等の他の職務又は当該施設等以外の施設、事業所等の職務に従事することができる。 | 第189条第1項及び第2項 |  |
| **第2-1　人員に関する基準（生活介護）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 医師 | 　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(ア) | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 | 　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数に、④に定める数を合計した数以上となっているか。①　平均障害支援区分が4未満　　　　利用者（④に定める利用者を除く。）の数を6で除した数②　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者（④に定める利用者を除く。）の数を5で除した数③　平均障害支援区分が5以上　　　　利用者（④に定める利用者を除く。）の数を3で除した数④　経過措置利用者、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外昼間実施サービスを利用する利用者の数を10で除した数 | 第189条第3項第1号ア(イ)a |
| 適・否 | 　看護職員の数は、生活介護の単位ごとに1以上となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(イ)b |
| 適・否 | 　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。　ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 | 第189条第3項第1号ア(イ)c及びウ |
| 適・否 | 　生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。　また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(イ)d及びエ |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第1号ア(ウ)及びオ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　2及び3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、生活介護の単位ごとに専ら当該施設等において生活介護の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-2　人員に関する基準(自立訓練（機能訓練）)****(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 | ⑴　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、看護職員、生活支援員のうち、それぞれ1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第2号ア(ア)a、エ及びオ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 | 第189条第3項第2号ア(ア)b、c、d 及びウ |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第2号ア(イ)及びカ |
| 適・否 | 3 訪問による指定自立訓練(機能訓練) | 　指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、1及び2に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 第189条第3項第2号イ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　1から3までの利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、看護職員、生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-3　人員に関する基準（自立訓練（生活訓練））****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 生活支援員及び看護職員 | ⑴　生活支援員は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第3号ア(ア)及びエ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、生活支援員支援員及び看護職員の数はそれじれ1以上となっているか。 | 第189条第3項第3号イ |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第3号ア(イ)及びオ |
| 適・否 | 3 訪問による指定自立訓練(生活訓練) | 　指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、1及び2に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 第189条第3項第3号ウ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　1から3までの利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、専ら自立訓練（機能訓練）の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-4　人員に関する基準（就労移行支援）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | １ 職業指導員及び生活支援員 | ⑴　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | 第189条第3項第4号ア(ア)a及びウ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　職業指導員及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。 | 第189条第3項第4号ア(ア)b及びc |
| 適・否 | 2 就労支援員 | 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。 | 第189条第3項第4号ア(イ) |
| 適・否 | 3 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第4号ア(ウ)及びオ |
| 適・否 | 4 利用者数の算定 | 　1から3までの利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 5 職務の専従 | 　従業者は、専ら就労移行支援の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 6 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、職業指導員又は生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 7 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第2-5　人員に関する基準（就労継続支援Ｂ型）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 職業指導員及び生活支援員 | ⑴　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 | 第189条第3項第5号ア(ア)a及びイ | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　職業指導員及び生活支援員の数は、それぞれ1以上となっているか。 | 第189条第3項第5号ア(ア)b及びc |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | ①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第189条第3項第5号ア(イ)及びウ |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　1及び2の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定されているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 4 職務の専従 | 　従業者は、専ら就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 5 複数の昼間実施サービスを行う場合の従業員 | 　複数の昼間実施サービスを行う場合における当該昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、職業指導員又は生活支援員の常勤の規定にかかわらず、当該昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤としているか。 | 第191条第1項 |
| 適・否 | 複数の昼間実施サービスを行う場合には、それぞれのサービス管理責任者の数の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数としているか。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上また、1人以上は常勤となっているか。 | 第191条第2項 |
| 適・否 | 6 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |  |
| **第2-6　人員に関する基準（施設入所支援）****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 生活支援員 | 　施設入所支援の単位ごとに、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数となっているか。　ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は特定旧法施設に入所していた者のうち、施設入所者であって、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以下に該当する若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しない利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1 を加えて得た数以上 | 第189条第3項第6号ア(ア) | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | 　昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。 | 第189条第3項第6号ア(イ) |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　1及び2の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定されているか。 | 第189条第4項 |
| 適・否 | 4 職務の専従 | 　従業者は、専ら施設入所支援の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 第189条第5項 |
| 適・否 | 5 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第192条第2項 |
| **第3　設備に関する基準****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）****（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準附則）** |
| 適・否 | 1 設備 | 　訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。　ただし、相談室及び多目的室については、利用者への施設障害福祉サービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。また、基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物（施行日以後に増築、改築等により構造を変更した建物を除く。3において同じ。）については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 | 第193条第1項、第4項及び附則第15条 | ・施設の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 訓練・作業室 | ①　専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。②　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。③　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 第193条第2項第1号 |
| 適・否 | 3 居室 | ①　1の居室の定員は4人以下としているか。ただし、施行日の前日に現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合においては、原則として4人以下とする。②　地階に設けていないか。③　利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上としているか。ただし、次のa、b、c、若しくはdに該当する施設については、当該各号のとおりとしているか。ａ　基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又はのぞみの園において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合　　　　　　　　　　6.6平方メートル以上ｂ　基準施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合　　　　　　　　4.4平方メートル以上ｃ　基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合3.3平方メートル以上ｄ　平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4.95平方メートル以上④　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。⑤　1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。⑥　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。⑦　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。ただし、基準施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合及び平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、これを設けないことができる。 | 第193条第2項第2号、附則第16条から第18条 |
| 適・否 | 4 食堂 | ①　食事の提供に支障がない広さを有しているか。②　必要な備品を備えているか。 | 第193条第2項第3号 |
| 適・否 | 5 浴室 | 　利用者の特性に応じたものとなっているか。 | 第193条第2項第4号 |
| 適・否 | 6 洗面所及び便所 | ①　居室のある階ごとに設けているか。②　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第193条第2項第5号 |
| 適・否 | 7 相談室 | 　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 第193条第2項第6号 |
| 適・否 | 8 廊下幅 | ①　1.5メートル以上としているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上としているか。ただし、基準施行日に施設において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合においては、廊下幅は1.35メートル以上とする。②　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしているか。ただし、基準施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、指定身体障害者更生施設、指定身体障害療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定障害者授産施設において、引き続き施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、これを適用しない。また、平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるもの（指定障害者支援施設等となった後に増築又は改築される等建物の構造を変更した部分を除く。）については、当分の間、これを適用しない。 | 第193条第2項第7号、附則第19条及び第20条 |
| **第4　運営に関する基準****（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第195条第1項 | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する施設障害福祉サービスの内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第195条第2項 |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | ⑴　施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、施設障害福祉サービスの種類ごとの契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第196条第1項 | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第196条第2項 |
| 適・否 | ⑶　施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第196条第3項 | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第196条第4項 | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 | 第197条 | ・利用申込受付簿・施設利用待機者名簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　施設障害福祉サービスの利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第198条 | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | ⑴　生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援Ｂ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第199条第1項 | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | ⑵　利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第199条第2項 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、当該提供を求めた者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされた障害福祉サービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第200条 | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第201条第1項 | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第201条第2項 | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第202条 | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、本市、他の指定障害者支援施設等の設置者等その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第203条第1項 | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第203条第2項 |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第204条 | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | ⑴　施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。 | 第205条第1項 | ・サービス提供実績記録票・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 第205条第2項 |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵の規定による記録を行うときは、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、施設障害福祉サービスを提供したことについて、支給決定障害者から確認を受けているか。 | 第205条第3項 | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　利用者に対し支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第206条第1項 | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の⑴から⑶までに規定する支払については、この限りでない。 | 第206条第2項 | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | ⑴　施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第207条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第207条第2項 |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　生活介護を行う場合　次のアからエまでに掲げる費用ア　食事の提供に要する費用イ　創作的活動に係る材料費ウ　日用品費エ　アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの②　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合　次のアからウまでに掲げる費用ア　食事の提供に要する費用イ　日用品費ウ　ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの③　施設入所支援を行う場合　次のアからオまでに掲げる費用ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費イ　利用者が選定する特別な居室（※）の提供を行ったことに伴い必要となる費用※特別な居室（平成18年9月29日厚生労働省告示第541号）・定員が1人及び2人。・特別な居室の定員の合計数を、運営規程に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。・特別な居室の利用者1人当たりの床面積が9.9平方メートル以上。・特別な居室の施設、設備等が、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいもの。・特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。・特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。ウ　被服費エ　日用品費オ　アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第207条第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑷　⑶に掲げる食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月28日厚生労働省告示第545号） | 第207条第4項 | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | ⑸　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第207条第5項 | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑹　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる施設要害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該施設障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第207条第6項 | ・同意に係る書類・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | ⑴　支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等において提供される施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第208条第1項 | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | ⑵　支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等において提供される施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、利用者負担額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第208条第2項 |
| 適・否 | 15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第209条第1項 | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 第209条第2項 | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | ⑴　施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 第210条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第210条第2項 |
| 適・否 | ⑶　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第210条第3項 | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第210条第4項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 計画の作成 | ⑴　管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第211条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地　　　域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。 | 第211条第2項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第211条第3項 | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第211条第4項 | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びそれらの達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。この場合において、指定障害者支援施設等において提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第211条第5項 | ・施設障害福祉サービス計画の原案 |
| 適・否 | ⑹　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第211条第6項 | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ているか。 | 第211条第7項 | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | ⑻　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に、当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を交付しているか。 | 第211条第8項 | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑼　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供する場合においては、少なくとも3月に1回以上）見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第211条第9項 | ・モニタリングの記録・施設障害福祉サービス計画 |
| 適・否 | ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第211条第10項 | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑾ 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、⑵から⑻に準じて取り扱っているか。 | 第211条第11項 |  |
| 適・否 | 18 サービス管理責任者の責務 | ⑴　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第212条第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・従業者に対する指導、助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第212条第2項 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | 19　地域との連携等 | ⑴　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | 第212条の2第1項 | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）⑵　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに本市の職員等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 | 第212条の2第2項 | ・地域連携推進会議の議事録 |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）⑶　地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けているか。 | 第212条の2第3項 | ・施設訪問記録 |
| 適・否 | （※令和7年3月31日までの間は努力義務。）⑷　⑵の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。※　⑵～⑷の規定は、提供する指定施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 | 第212条の2第4項及び第5項 | ・公表方法及び公表内容が分かるもの |
| 適・否 | 20　地域移行等意向確認担当者の選任等 | （※令和8年3月31日までの間は努力義務。）⑴　利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。 | 第212条の3第1項 |  |
| 適・否 | （※令和8年3月31日までの間は努力義務。）⑵　地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しているか。 | 第212条の3第2項 |  |
| 適・否 | （※令和8年3月31日までの間は努力義務。）⑶　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。 | 第212条の3第3項 |  |
| 適・否 | 21 相談等 | ⑴　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第213条第1項 | ・相談等の記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者が当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整その他必要な支援を実施しているか。 | 第213条第2項 | ・他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等に関する記録 |
| 適・否 | 22 介護 | ⑴　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 第214条第1項 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 第214条第2項 |
| 適・否 | ⑶　生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | 第214条第3項 |
| 適・否 | ⑷　生活介護又は施設入所支援の提供に当たり、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その者が使用するおむつを適切に取り替えているか。 | 第214条第4項 |
| 適・否 | ⑸　⑴から⑷までに定めるもののほか、生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の必要な支援を適切に行っているか。 | 第214条第5項 |
| 適・否 | ⑹　常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。 | 第214条第6項 |
| 適・否 | ⑺　利用者に対し、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 第214条第7項 |
| 適・否 | 23 訓練 | ⑴　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 第215条第1項 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 第215条第2項 |
| 適・否 | ⑶　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか | 第215条第3項 |
| 適・否 | ⑷　利用者に対し、その者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 第215条第4項 |
| 適・否 | 24 生産活動 | ⑴　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。 | 第216条第1項 | ・作業指導方針 |
| 適・否 | ⑵　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | 第216条第2項 | ・作業日誌・作業指導方針 |
| 適・否 | ⑶　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | 第216条第3項 |
| 適・否 | ⑷　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、消火設備、防じん設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | 第216条第4項 | ・平面図・備品に関する台帳 |
| 適・否 | 25 工賃の支払等 | ⑴　生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している利用者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | 第217条第1項 | ・作業日誌・工賃支給台帳・財務諸表・工賃向上計画・利用者に対する通知の記録・本市への報告（年度当初の体制届）の控え |
| 適・否 | ⑵　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、⑴の規定により就労継続支援Ｂ型の利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（以下「工賃の平均額」という。）について、3,000円を下回るものとなっていないか。 | 第217条第2項 |
| 適・否 | ⑶　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 | 第217条第3項 |
| 適・否 | ⑷　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しているか。 | 第217条第4項 |
| 適・否 | 26 実習の実施 | ⑴　就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 | 第218条第1項 | ・実習受入先名簿 |
| 適・否 | ⑵　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。 | 第218条第2項 |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | 第218条第3項 | ・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 27 求職活動の支援等の実施 | ⑴　就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 | 第219条第1項 | ・求職活動に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 | 第219条第2項 |
| 適・否 | ⑶　就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 第219条第3項 | ・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 28 職場への定着のための支援等の実施 | ⑴　就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。 | 第220条第1項 | ・相談等の記録・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 第220条第2項 |
| 適・否 | ⑶　就労移行支援の提供に当たっては、利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、⑴に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整が行っているか。 | 第220条第3項 | ・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録 |
| 適・否 | ⑷　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、⑵に定める支援が就労した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | 第220条第4項 |
| 適・否 | 29 就職状況の報告 | 　就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、本市に報告しているか。 | 第221条 | ・本市への報告（年度当初の体制届）の控え |
| 適・否 | 30 食事 | ⑴　指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。 | 第222条第1項 | ・食事の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　食事の提供に当たっては、あらかじめ、食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。 | 第222条第2項 | ・説明書類・同意に関する書類 |
| 適・否 | ⑶　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容となるよう、必要な栄養管理を行っているか。 | 第222条第3項 | ・食事の提供に関する記録・献立表 |
| 適・否 | ⑷　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第222条第4項 |
| 適・否 | ⑸　食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 第222条第5項 | ・保健所等の指導に関する書類 |
| 適・否 | 31 その他のサービスの提供 | ⑴　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | 第223条第1項 | ・行事予定表 |
| 適・否 | ⑵　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | 第223条第2項 | ・同意に関する書類 |
| 適・否 | ⑶　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 第223条第3項 | ・面会記録等・家族への連絡に関する記録 |
| 適・否 | 32 健康管理 | ⑴　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第224条第1項 | ・看護日誌等・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行っているか。 | 第224条第2項 | ・健康診断の記録 |
| 適・否 | 33 緊急時等の対応 | 　現に施設障害福祉サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第225条 | ・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 34 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い | 　施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。 | 第226条 | ・診断書等・相談等に関する記録 |
| 適・否 | 35 給付金として支払を受けた金銭の管理 | 　当該指定障害者支援施設等の利用者に係る給付金（児童手当法の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定による子ども手当）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。①　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。②　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。③　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。④　当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。 | 第227条 | ・給付金に関する諸帳簿・預貯金の通帳・金銭管理に関する記録 |
| 適・否 | 36 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第228条 | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 37 管理者による管理等 | ⑴　管理者は、当該指定障害者支援施設等の他の従業者の管理、業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 第229条第1項 | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、当該指定障害者支援施設等の他の従業者に本市条例の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第229条第2項 |
| 適・否 | 38 運営規程 | 　次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　施設の設置の目的及び運営の方針②　提供する施設障害福祉サービスの種類③　従業者の職種、員数及び職務の内容④　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間⑤　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員⑥　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑦　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域⑧　施設の利用に当たっての留意事項⑨　緊急時等における対応方法⑩　非常災害対策⑪　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑫　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑬　その他運営に関する重要事項 | 第230条 | ・運営規程 |
| 適・否 | 39 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第231条第1項 | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第231条第2項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第231条第3項 | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第231条第4項 | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 40 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第231条の2第1項 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に2回以上）に実施しているか。 | 第231条の2第2項 |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第231条の2第3項 |
| 適・否 | 41 定員の遵守 | 　施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第232条 | ・利用者数に関する記録・業務日誌・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | 42 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第233条第1項 | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル |
| 適・否 | ⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第233条第2項 | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第233条第3項 |
| 適・否 | 43 衛生管理等 | ⑴　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第234条第1項 | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第234条第2項 |
| 適・否 | ⑶　指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第234条第3項 | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練の実施記録 |
| 適・否 | 44 協力医療機関 | ⑴　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第235条第1項 | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | ⑵　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 第235条第2項 |
| 適・否 | ⑶　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。 | 第235条第3項 |  |
| 適・否 | ⑷ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 | 第235条第4項 |  |
| 適・否 | 45 掲示 | 　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第236条第1項及び第2項 | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 46 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第238条第1項 | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第238条第2項 |
| 適・否 | ⑶　他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第238条第3項 | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 47 情報の提供等 | ⑴　当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第239条第1項 | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第239条第2項 |
| 適・否 | 48 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第240条第1項 | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第240条第2項 |
| 適・否 | 49 苦情解決 | ⑴　その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第241条第1項 | ・苦情相談体制図・苦情相談手順・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第241条第2項 | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第241条第3項 | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第241条第4項 |
| 適・否 | ⑸　その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第241条第5項 |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長からの求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第241条第6項 | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第241条第7項 | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 50 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第243条第1項 | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　⑴の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第243条第2項 |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第243条第3項 | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 51 虐待の防止 | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　施設において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第243条の2 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 52 身体拘束等の禁止 | ⑴　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、身体的拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 | 第237条第1項 | ・施設障害福祉サービス計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施報告 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第237条第2項 |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第237条第3項 |
| 適・否 | 53 会計の区分 | 　実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第244条 | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 54 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第245条第1項 | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　施設障害福祉サービス計画②　施設障害福祉サービスの提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第245条第2項 | ・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2⑴及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等****（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第3項 | ・届出書控え |
| 適・否 | ⑵　指定を辞退しようとするときは、3カ月以上の予告期間を設けているか。 | 法第47条 |
| **第6　介護給付費の算定及び取扱い****（告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523 号））****（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定障害福祉サービス等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第6、第9から第12及び第14により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額となっているか。 | 告示１及び法第29条第3項 | ・介護給付費・訓練等給付費等請求書・介護給付費・訓練等給付費等明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示２ |
| 適・否 | 2 施設入所支援サービス費 | 　施設入所支援サービス費（経過的施設入所支援サービス費を除く。）は、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。①　区分4（50歳以上の者にあっては、区分3）以上に該当する者②　指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練を除く）、指定就労移行支援等又は指定就労継続支援Ｂ型等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者③　別に厚生労働大臣が定める者（※1）のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3（50歳以上の者にあっては、区分2）以下に該当するもの（※1-②においては、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、通所によって介護等を受けることが困難として市町村が必要と認めた者。）若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援Ａ型等を受ける者※1「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号第2号）次の①又は②に該当する者①　特定旧法指定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して1以上の他の指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して1以上の他の指定生活介護事業所を利用している者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び以下に示す※2に掲げる者②　地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者※2「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第556号第1号） 次の①又は②に該当する者① 平成18年9月30日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年10月1日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して1以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者② 平成24年3月31日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年4月1日以降当該知的障害児施設等であった障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して1以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であった障害児入所施設若しくは当該指定医療機関を退所した後に指定療養介護事業所を利用する者 | 告示別表第9の1の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等請求書・介護給付費・訓練等給付費等明細書・サービス提供実績記録票・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・入所者数に関する書類 |
| 適・否 | 3 定員超過減算 | 　以下の①又は②に該当する場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。①　過去3月間の利用者数の平均値が、運営規程に定められている利用定員数に100分の105を乗じて得た数を超える場合②　1日の利用者の数が、以下のいずれかに該当する場合　ア　利用定員50人以下‥‥利用定員数に100分の110を乗じて得た数を超える場合イ　利用定員51人以上‥‥利用定員数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えて得た数を超える場合 | 告示別表第9の1の注2 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・入所者数に関する書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類 |
| 適・否 | 4 人員欠如減算 | 　指定障害者支援施設等に置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の95を乗じて得た数を算定しているか。 |
| 適・否 | 5 施設障害福祉サービス計画未作成減算 | 　指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合、次に掲げる割合に応じ、それぞれ次に定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。1. 作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70
2. 作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50
 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・施設障害福祉サービス計画 |
| 適・否 | 6 管理栄養士等未配置減算 | 　当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。 | 告示別表第9の1の注3 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況等に関する書類 |
| 適・否 | 7 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第9の1の注4 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 8 地域移行等意向確認体制未整備減算 | 　以下の基準を満たしていない場合、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。　ただし、令和8年3月31日までの間は、以下の基準を満たしていない場合であっても減算しない。　①　地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。　②　意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること。 | 告示別表第9の1の注5 |  |
| 適・否 | 9 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定施設入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第9の1の注6 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 10 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。　②　次に掲げる措置を講じていない場合　　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催すること。　　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第9の1の注7 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・施設障害福祉サービス計画・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | 11 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 告示別表第9の1の注8 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 12 夜勤職員配置体制加算 | 　以下の施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。※　施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号第9号イ）①　夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次のアからウまでのいずれかに該当すること。ア　前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下　2以上イ　前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下　3以上ウ　前年度の利用者の数の平均値が61人以上　　3に当該前年度の利用者数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上　②　①の規定にかかわらず、利用者の動向を検知できる見守り機器を、利用者の数の100分の15以上の数設置している場合には、夜勤を行う職員として、生活支援員の員数が次のアからウまでのいずれかに該当すること。　　ア　前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下　1.9以上　　イ　前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下　2.9以上　　ウ　前年度の利用者の数の平均値が61人以上　　3.9に当該前年度の利用者数の平均値が100を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 告示別表第9の2の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・勤務表・出勤状況に関する書類・入所者数に関する書類 |
| 適・否 | 13 重度障害者支援加算（Ⅰ） | ⑴　医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。）の数の合計数の100分の20以上であって、人員基準に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の3の注1及び2 | ・介護給付費・訓練等給付費明細書・医師意見書・受給者証写し・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・看護日誌 |
| 適・否 | ⑵　当該加算が算定されている指定障害者支援施設であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援の単位において、指定施設入所支援を行った場合に、更に1日につき所定単位数に22単位を加算しているか。 |
| 適・否 | 14 重度障害者支援加算（Ⅱ） | ⑴　以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、区分6に該当し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者に対して指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である者に対する適切な支援を行うために、必要な数の生活支援員が配置されていること。②　従業者のうち、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書（以下「支援計画シート等」という。）を作成すること。③　従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。 | 告示別表第9の3の注3～6 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・受給者証写し・勤務表・出勤状況に関する書類・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・入所者数に関する書類・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証・支援計画シート・支援手順書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の加算が算定されている指定障害者支援施設であって、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、その従業者が、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が18点以上の者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。 |
| 適・否 | ⑶　⑴の加算が算定されている指定障害者支援施設については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。 |
| 適・否 | ⑷　⑵の加算が算定されている指定障害者支援施設については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。 |
| 適・否 | 15 重度障害者支援加算（Ⅲ） | ⑴　以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、区分4以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者に対して指定施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、14の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している場合は、加算しない。①　障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である者に対する適切な支援を行うために、必要な数の生活支援員が配置されていること。②　強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。③　指定障害者支援施設の従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。 | 告示別表第9の3の注7～10 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・受給者証写し・勤務表・出勤状況に関する書類・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・入所者数に関する書類・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証 |
| 適・否 | ⑵　⑴の加算が算定されている指定障害者支援施設であって、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が18点以上の者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。 |
| 適・否 | ⑶　⑴の加算が算定されている指定障害者支援施設については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。 |
| 適・否 | ⑷　⑵の加算が算定されている指定障害者支援施設については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。 |
| 適・否 | 16 夜間看護体制加算 | 　12の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（13の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして市長に届け出た施設入所支援の単位において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の4の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・看護日誌 |
| 適・否 | 17 視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）視覚障害者等である指定施設入所支援の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の4の2の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・勤務表・利用者に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の4の2の注2 |
| 適・否 | 18 高次脳機能障害者支援体制加算 | 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　高次脳機能障害支援者養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。②　①に規定する者を配置している旨を公表していること。 | 告示別表第9の4の3の注 | ・訓練等給付費明細書・指定施設入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 入所時特別支援加算 | 　新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の5の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | 20 入院・外泊時加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　入院・外泊時加算（Ⅰ）利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下⑵において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの所定単位数を加算しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。なお、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。 | 告示別表第9の6の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・サービス提供実績記録票・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　入院・外泊時加算（Ⅱ）利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。なお、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。 | 告示別表第9の6の注2 |
| 適・否 | 21 入院時支援特別加算 | 　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第9の7の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・サービス提供実績記録票・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・訪問及び支援等に関する記録 |
| 適・否 | 22 地域移行加算 | 　入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。）の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。 | 告示別表第9の8の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・サービス提供実績記録票・相談援助の記録・訪問及び支援等に関する記録・連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 23 地域移行促進加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　地域移行促進加算（Ⅰ）以下の①及び②のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。①　運営規程において、当該指定障害者支援施設等が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第9の8の2の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・サービス提供実績記録票・運営規程・相談援助の記録・連絡調整の記録 |
| 適・否 | ⑵　地域移行促進加算（Ⅱ）上記①及び②のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第9の8の2の注2 |
| 適・否 | 24 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) | 以下の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。※　施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号第3号ヘ）①　医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった者及びこれに準ずる者に対する適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置することが可能であること。②　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。③　精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。（運営規定における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）④　従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。⑤　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 | 告示別表第9の9の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・受給者証写し・施設障害福祉サービス計画・施設障害福祉サービスの提供に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・研修計画・研修実施記録・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 25 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ） | 24の地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設であって、上記24①に定める者に対して、指定施設入所支援の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。） において、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の9の注2 |
| 適・否 | 26 栄養マネジメント加算 | 　次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定障害者支援施設について、1日につき所定単位数を加算しているか。①　常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。②　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。③　入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。④　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 | 告示別表第9の10の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・栄養ケア計画・栄養状態の記録 |
| 適・否 | 27 経口移行加算 | ⑴　医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、26の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。 | 告示別表第9の11の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・医師の指示書・経口移行計画・栄養管理及び支援の記録 |
| 適・否 | ⑵　経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。 | 告示別表第9の11の注2 |
| 適・否 | 28 経口維持加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　経口維持加算（Ⅰ）指定障害者支援施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、27の経口移行加算を算定している場合又は26の栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | 告示別表第9の12の注1 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・医師（歯科医師）の指示書・経口維持計画 |
| 適・否 | ⑵　経口維持加算（Ⅱ）協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の12の注2 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・食事の観察及び会議等の記録・経口維持計画・協力歯科医療機関に係る契約書 |
| 適・否 | ⑶　経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定しているか。 | 告示別表第9の12の注3 | ・医師（歯科医師）の指示書 |
| 適・否 | 29 口腔衛生管理体制加算 | 　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。※　口腔ケアに係る医術的助言及び指導における「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。　当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題、当該施設における目標、具体的方策、留意事項、当該施設と歯科医療機関との連携状況、歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）、その他必要と思われる事項 | 告示別表第9の12の2注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・協力歯科医療機関等の契約書等・歯科医師の指示書・口腔ケアに係る技術的助言及び指導の記録・入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画・歯科検診の記録 |
| 適・否 | 30 口腔衛生管理加算 | 　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を当該入所者ごとに加算しているか。　ただし、この場合において29の口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。　①　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。　②　歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。　③　歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。 | 告示別表第9の12の3注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・協力歯科医療機関等の契約書等・口腔ケアに係る技術的助言及び指導の記録・相談対応等の記録・口腔衛生管理に関する実施記録・歯科医師の指示書等・説明及び同意の書類 |
| 適・否 | 31 療養食加算 | 　管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設において、療養食（疾病治療の直接手段として、医師の発行した食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。）を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の13の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・医師の食事箋・療養食献立表 |
| 適・否 | 32地域移行支援体制加算 | 前年度に当該指定障害者支援施設から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設であって、利用定員を減少させたものとして市長に届け出た指定障害者支援施設について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の13の2の注 |  |
| 適・否 | 33 通院支援加算 | 指定障害者支援施設に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして市長に届け出た指定障害者支援施設において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第9の13の3の注 |  |
| 適・否 | 34　集中的支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　集中的支援加算（Ⅰ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の13の4の注1 | ・広域的支援人材による支援の記録 |
| 適・否 | ⑵　集中的支援加算（Ⅱ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた指定障害者支援施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の13の4の注2 | ・指定共同生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 35 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）以下の①から③までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定施設入所支援の単位において、1月につき所定単位数を加算しているか。　①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。　②　指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この②において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。　③　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234－2に規定する感染対策向上加算（⑵において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 | 告示別表第9の13の5の注1 | ・第二種協定指定医療機関との対応の体制の書類・感染症発生時の取り決めに関する書類・研修又は訓練に参加した記録 |
| 適・否 | ⑵　障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして市長に届け出た指定施設入所支援の単位において、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の13の5の注2 | ・実地指導を受けた記録 |
| 適・否 | 36 新興感染症等施設療養加算 | 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症（令和6年4月時点においては指定している感染症はない）に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第9の13の6 | ・訓練等給付費明細書・指定施設入所支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 37 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、（Ⅲ）～（Ⅴ） | （※令和7年3月31日までの適用とする。）指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⑿までに掲げる加算を算定しているか。　ただし、次の⑴から⑿までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⑿までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第9の14の注 | ・介護給付費・訓練等給付費等明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の納付関係書類・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に　　　　　　関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の施設入所支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |